

三重県建設BCP登録申請の受け付け(令和5年度 第2回申請)を令和5年12月1日から開始します。

本制度は、建設企業が備えている事業継続計画を三重県県土整備部が評価し、評価基準に適合した建設企業の登録及び当該建設企業を公表するものです。

1. 登録対象となる建設企業

登録審査に申し込むことができる建設企業は、三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された三重県内に建設業法上の主たる営業所がある建設企業とします。

ただし、当面は次の業種を対象とします。

- ・土木一式工事

2. 申請期間

令和5年12月1日(金)～令和6年1月31日(水) ※必着とします。

開庁日の9:00～17:00(12:00～13:00は除く)

登録日 4月1日

次回：令和6年度：第1回申請 6月1日～7月31日、登録日 10月1日

3. 留意点

中部地方整備局及び近畿地方整備局から、「災害時の事業継続計画を備えている建設会社」として認定証が交付され、有効期限内である場合は、認定証の写しを添付のうえ、申請書を上記申請期間に提出する必要があります。

4. 申請方法

以下の申請先に申請書類一式の書面(両面印刷)1部を持参または郵送により提出、もしくは電子申請届出システム(以下リンク)より提出してください。

申請先：持参または郵送 三重県県土整備部建設業課
〒514-8570 津市広明町13番地

電子申請届出システム：<https://logoform.jp/form/8vMX/425492>

5. 申請書類

三重県建設業課ホームページ「建設業のための広場」の「広場メニュー・三重県建設BCP登録制度」に制度に関する資料や申請書類を掲載しています。

※右の二次元コードからもご覧いただけます。



6. 総合評価での取り扱い

令和5年6月1日から三重県建設BCP登録企業については、総合評価において加点対象としています。

加点対象：土木一式工事 予定価格7千万円以上3億円未満

～お問い合わせ先～

三重県県土整備部

建設業課 TEL 059-224-2723 FAX 059-224-3290 Eメール kengyo@pref.mie.lg.jp

公共事業運営課 TEL 059-224-2696 FAX 059-224-3290 Eメール nyukan@pref.mie.lg.jp